

令和 2 年度 静岡県福祉サービス第三者評価基準の改正の概要

1 経緯

令和 2 年 3 月 31 日 国の高齢者福祉サービス・障害者福祉サービスの評価基準ガイドライン改正

令和 2 年 4 月 1 日 国の保育所の評価基準ガイドライン改正

2 改正の内容

平成 30 年 3 月に行われた共通評価基準等の見直しを受けて、種別ごとの内容を修正した。なお、保育所については、保育所保育指針等の内容を踏まえた修正も行っている。

種 別	改正内容
保 育 所	<ul style="list-style-type: none">・ 共通評価基準等の見直しを受け、評価基準の趣旨が変わらぬように配慮して、「言葉の置き換え」 や「内容の加筆・削除」を行った。・ 保育所保育指針等の内容を踏まえ、独自に「言葉の置き換え」や「解説の追加」等を行った。
高齢者福祉サービス事業所等	<ul style="list-style-type: none">・ 共通評価基準等の見直しを受け、評価基準の趣旨が変わらぬように配慮して、「言葉の置き換え」 や「内容の加筆・削除」を行った。
障害福祉サービス事業所等	<ul style="list-style-type: none">・ 共通評価基準等の見直しを受け、評価基準の趣旨が変わらぬように配慮して、「言葉の置き換え」 や「内容の加筆・削除」を行った。

3 本県の対応

本県は既に共通評価基準に添った改正が行われているため、本県の評価基準に必要な変更は言葉の修正等の軽微な修正のみで、評価の内容に影響を与える変更はないため、今回は作業部会を設置せず、事務局（福祉指導課）で改正案を作成し、推進委員会に諮ることとする。